

## 村山市公告第35号

村山市除雪管理システム整備業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年11月 1日

村山市長 志 布 隆 夫



### 1. 事業概要

#### (1) 業務名

村山市除雪管理システム整備事業

業務の内容については下記を含む。

- ア. 村山市除雪管理システム整備
- イ. 村山市除雪管理システム運用

#### (2) 事業内容

除雪車両に携行したGPS端末を用い、除雪車両の作業状況管理及び除雪費用の算出ができるシステムを整備し、運用・保守を行うもの。詳細は村山市除雪管理システム整備事業公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

#### (3) 事業期間（契約期間）

- (1)ア. 契約締結の日から令和6年10月31日までの期間とする。
- (1)イ. 令和6年11月1日から令和11年5月31日までとする。

#### (4) 事業費（参考見積上限額）

総額 48,214,100円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2. 担当課（書類提出先）

〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号

村山市役所 建設課 維持係

電話番号：0237-55-2111（内線236）FAX：0237-55-6472

E-mail：kensetsu@city.murayama.lg.jp

### 3. 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1)令和5年度村山市一般競争入札（指名競争入札）参加資格登録名簿に登載されていること。また、登録されていない場合は受注後に追加登録ができる者であること。
- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 公告の日から特定通知の日までの期間、村山市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 過去に東北管内における地方自治体から本業務の内容と同種の業務の委託実績を有する者、また、過去5年間において山形県内の地方自治体の除雪管理システム実証実験に参加した者であること。

#### 4. 参加申込書手続き

##### (1) 実施要領等の配布

参加手続きに必要な書類等の交付は、平日午前8時30分から午後5時まで、村山市建設課にて行うものとする。また、ホームページにも掲載するものとする。

##### (2) 参加申込期限

① 提出期限 令和5年12月1日（金）午後5時まで

##### ② 提出方法

郵送（簡易書留による）または持参。

郵送の場合は、提出期日までに市役所に到着したものを受け付けるものとする。

持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで受け付けるものとする。

（※FAX及び電子メールによる提出は、受け付けないものとする。）

なお、提出後（担当課受付後）の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

##### ③ 提出先

上記「2. 担当課」まで

#### 5. 参加資格確認通知書

上記「4. 参加申込書手続き」で受理した書類より参加資格の確認を行い、参加資格確認通知書により結果を通知する。

##### (1) 通知日

令和5年12月4日（月）

##### (2) 参加資格が無いと認められた場合

参加資格が無いと認められた申請者は、参加資格確認通知書の通知日から起算して7

日以内に、本市に対して文書（任意様式）にて参加資格の無い理由について説明を求めることができる。

## 6. 企画提案書等の提出

### (1) 提出期間

令和5年12月5日（火）～令和6年1月12日（金）まで 午後5時必着

### (2) 提出方法

郵送（簡易書留による）または持参。

郵送の場合は、提出期日までに市役所に到着したものを受け付けるものとする。

持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで受け付けるものとする。

（※FAX及び電子メールによる提出は、受け付けないものとする。）

なお、提出後（担当課受付後）の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

### (3) 提出先

上記「2. 担当課」まで

## 7. その他留意事項

(1) 企画提案書は、1者につき1案のみとする。

(2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る全ての費用は、提案者の負担とする。

(6) 「業務実施体制（様式4）」に記載した配置予定の担当技術者は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合は、本市と協議のうえ決定するものとする。

(7) 電子メール等の通信事故、及び書類等の郵送・配送の途中の事故（郵送・配送の遅延を含む）について、本市はいかなる責任も負わない。